

全民研から、中立を確保しながら現実の社会問題への取り組みについて提案します

2018年2月17日

全民研（全国民主主義教育研究会）常任委員会

18歳選挙権導入以来「主権者教育」が強調され、社会で現実の問題となっていることに関心をもち、選挙や政治へ生徒が積極的に参加することが重視されるようになりました。現実問題に関わる機会があってこそ生徒も真剣に考え出すからです。ところが、こうした問題を授業で取り上げようとして、政治的中立をどう保てばいいのかと悩まれる教員の方が多いのではないかと思います。主権者教育が注目されたとき、新聞では様々な現実問題の討論学習が紹介されると同時に、そうした授業に対する政治家などからの批判が報道され、教育委員会からも細かい指示が出されたようです。

政治的中立は、学校現場だけでなく教育行政にも求められるにもかかわらず、その現状に問題がないのかという疑問があります。しかしここでは、主権者教育に関わる範囲において政治的中立をどう図るのかに限って検討し、次のような取り組みをみなさんに提案したいと思います。

教育基本法では、国民に必要な「政治的教養…を尊重」することとし、その時「特定の政党を支持し…反対する」ことがないように定められています。つまり、政治的教養を高めるため、現実の問題については、これを避けるのではなく、特定の立場や意見を生徒に押しつけるような教育でないという意味で、政治的中立を保って行うべきだとされているのです。

問題は、現実問題を取り上げる時、教育現場においてどのような条件が必要とされるか、具体的な中立確保のあり方です。これを以下のように考えます。

① 生徒が自由に自分の意思を持つことができること（生徒の意思決定の自由）

教育基本法が要請している政治的中立は、教育において生徒を特定の政治的方向に誘導しないこと、つまり、生徒が思想・信条の自由を保ち、政治的意思を自分で決められることです。政治的教養を高めるため、現実に問題となっている事柄や実際の選挙について、議論や討論、模擬選挙など様々な方法によって生徒自身が考えることです。

現実問題を取り上げることは、教科書のような形できれいに整理やまとめがされておらず、異なった多くの情報や意見があふれています。生徒にも教員にも内容が複雑で難しい中で、一人一人が自分なりの答えを出すしかありません。その意味で「答えのない授業」とも言えますので、特定の答えを誘導することが許されないからです。

② 誰でも認める事実と立場で異なる意見を分けながら考えること（事実と意見の分別）

教員は、複雑で難しい現実問題を生徒が理解できるよう、分かりやすく簡潔に伝えなければなりません。そのため様々な情報を集めて準備するでしょうが、生徒に提示する資料は次の二種類のものが重要です。一つは、問題を全体として理解するのに必要な基礎的な情報（誰でも認める事実）、もう一つは、立場の異なる見方や推測、意見、評価、政策などの情報（立場により異なる意見）の二種類です。生徒が資料を読むとき、常に「事実と意見」の違いを意識させながら問題を考えねばなりません。

このため資料には、信頼性の高い情報源（新聞や行政機関など）をなるべく使いたいです。しかし、大人向けに編集されている新聞記事がそのままでは難しいので、生徒を日頃教えている教員の責任で、原則として内容や表現の難易度を下げたり補足説明を入れたりします。その上で、事実と意見をはっきり確認しながら、現実問題の全体像を基礎から理解させておくことが最も大切です。

③ 対立した意見や評価、政策効果が根拠を持って示されること（対立説の提示）

資料を使って異なる意見や評価、政策効果をまとめるとき、それぞれの意見に明確な根拠と理由を持って表現され、相対立する意見が互いに対置されながら検討・分析がされなければなりません。「なぜそう言えるのか」がはっきり示され、かみあった議論を行いやすくなるからです。

④ 生徒自身がしっかり自分の意見を決められる（最終的な生徒の意思決定）ように、教員は強い意見表明をせず、客観的説明を（教員の意見表明における配慮）

たとえ難しい問題であっても、最後に、できる限り生徒同士で意見を交わした後に、根拠と理由を持って自分の見方や意見を決めるという、生徒の意思決定が最も重要となります。そのため、生徒の意見に影響を与えられる教員は、政治的中立を確保するため、生徒の意識状況をふまえて、生徒の考察や議論・討論が活性化することを優先する必要があります。教員自身の立場と異なる意見をわざと示したり、多数派の考えと違う意見を提示したりして議論を深めることもあるでしょう。その意味で、教員は原則、意見表明をする場合も生徒の参考になるような程度に止めて、生徒が事実と意見をより深く理解し適切に判断できるよう努めることが大切です。

⑤ 生徒の実態を知る教員による資料の提示（教員の資料作成の尊重）

難しい現実問題を考えさせるには教員の資料作成が不可欠です。新聞社や行政機関など信頼できる組織からの情報をベースに、客観的に認められる事実と、互いに異なる見方や意見の違いを意識させながら、生徒が理解できるように分かりやすい表現で、適切な補足説明を入れて資料を作成・編集することができるのは、目の前の生徒の能力や関心を知っている教員の他に存在しません。

この作成・編集過程で完全な「中立」を保てるかと問われれば、そうした「完全中立」は誰もつくることができないと思われます。それよりも大切なことは、生徒自身が自由・主体的に意思決定をできるよう、わかりやすい情報を提供することに教員が精一杯努力することでしょう。そして、中立に関して質問された場合に説明できるよう、入手した情報と作成・編集の過程を検証できるように記録と保管に努めましょう。

⑥ 公平でバランスよく主張を提示した模擬選挙（政党紹介のバランス）

現実の選挙に参加する模擬選挙の場合は、主要な候補者・政党の主張を公平でバランスのとれた形で示すことと、政策論争についての基礎理解と政策比較などを確認する学習を踏まえて、

生徒個人が投票の意思決定ができるような取り組みが必要でしょう。

現実の問題をテーマにした主権者教育の授業は、重視されだしてからまだ日が浅く、これから様々な工夫と取組が必要となっています。忙しい日々の中でこの新しい課題に取り組むのは、容易なことではないと思われませんが、日本の将来を立派に担える主権者を育てるため、みなさんが積極的に挑戦していただくことを切に願っています。

(参考資料)

新中学学習指導要領

「社会的事象については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し 多様な見解のある事柄 未確定な事柄を取り上げる場合には有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げるものがないよう留意すること。」

政治的中立確保法第3条の趣旨についての文部省説明

「児童・生徒の意識を特定の政党等の支持又は反対に固まらせるような教育は、これに該当する。単に、特定の政党を支持、反対させる結果をもたらす可能性があるとか、それに役立つとかいう程度では該当しない」

ドイツの政治教育の原則

「教員は生徒を期待される見解をもって圧倒し、生徒が自らの判断を獲得するのを妨げてはならない」

「学問と政治の世界において議論があることは、授業においても議論があることとして扱う」

「生徒が自らの関心・利害に基づいて効果的に政治に参加できるよう、必要な能力の獲得を促す」

ご質問やご意見は以下にお寄せください。 zenminken-iin@freeml.com